

# 福岡県公報

平成28年5月24日  
第3794号

## 目次

### 告示 (第456号)

○道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1

### 公告

○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 1

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) ..... 1○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) ..... 2○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) ..... 2

○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 2

○一般競争入札の実施 (情報政策課) ..... 4

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 8

○機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 10

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ..... 11

### 雑報

○平成28年度福岡県農業大学校研修科研修生の追加募集  
(経営技術支援課) ..... 14

## 告示

### 福岡県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年5月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	筑後城島線	三潞郡大木町大字笹淵686番5先から 三潞郡大木町大字笹淵681番1先まで

## 公告

### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第2地区土地改良(農業用排水施設整備)事業計画書の写し	平成28年5月24日から 平成28年6月21日まで	小郡市役所 朝倉市役所 筑前町役場 大刀洗町役場

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 水巻ショッピングバザール店
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 水巻ショッピングバザール
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年4月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか103社	イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか123社

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県自治体情報セキュリティクラウド整備業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理

人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年6月13日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（競争入札参加申請書及び総合評価のため

の提案書を期限までに提出し、受領された者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

福岡県自治体情報セキュリティクラウド整備業務

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成28年6月15日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級のいずれかに格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電気通信機器)	AA
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	

イ 本件入札への共同参加を行っていない者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- オ 本件入札について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出期限までに提出し、受領された者
- カ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者
- (2) 共同参加の場合の資格要件
- ア 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。ただし、出資比率が最大の構成員が複数ある場合は、そのいずれかの者であること。
- イ 共同参加者の全てが4の(1)ウからオまでの要件を満たしていること。
- ウ 共同参加者のいずれかが4の(1)ア及びカの要件を満たしていること。
- エ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
- オ 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県企画・地域振興部情報政策課開発指導係（福岡県庁6階北棟）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3196
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否  
要
- 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間  
平成28年5月24日（火曜日）から平成28年6月9日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午後0時00分から午後1時00分を除く。）
- (2) 交付場所

- 5の部局とする。
- 10 入札説明会
- (1) 日時  
平成28年5月31日（火曜日）午前10時30分
- (2) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁10階 特9会議室
- 11 競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等
- (1) 提出期限  
平成28年6月15日（水曜日）午後5時00分まで
- (2) 提出場所  
5の部局とする。
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- (4) その他
- ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
- イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書等は、返却しない。
- エ 提案書受領後、提案書についてのヒアリングの場を設けるものとする。なお、その日時等は、5の部局に対して入札参加の申請を行った者に対して別途通知する。
- 12 入札書の提出場所、提出期限、提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
平成28年7月4日（月曜日）午後5時00分まで
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

間内必着)で行う。

### 13 開札

#### (1) 日時

平成28年7月5日(火曜日)午後1時30分

#### (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課別室(福岡県庁9階北棟)

#### (3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

#### (4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

### 14 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

#### (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成28年7月4日(月曜日)午後5時00分までに5の部局へ「保証金等納付書」(事前に情報政策課開発指導係で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書交付時に添付している「入札保証等についてのお願い」を参照のこと。)

#### (3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

#### (4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

#### (5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

#### (6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

### 15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

#### (1) 金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札

#### (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

#### (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

#### (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

#### (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

#### (6) 入札保証金が受領期限までに納付されない、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札

#### (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

#### (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 16 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計額が最も高い者とする。ただし、提案項目表に示す必須項目が1項目でも0点となった場合は、落札者とししない。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (3) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 技術点及び価格点の合計点数は、1000点満点とし、得点配分については、技術点を700点、価格点を300点(7:3)とする。

#### 17 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

#### 18 Summary

- (1) The name of contract matter  
Development of Fukuoka Prefecture Autonomous body's information security cloud systems.

-The details are described in the manual of this tender.

#### (2) Time Limit for Tender

5:00 PM on 15 June, 2016

#### (3) Contact point for the Notice

Information Policy Division,  
Fukuoka Prefectural Government Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City,  
812-8577 Japan.  
TEL 092-643-3196  
FAX 092-643-3121

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 申請のあった年月日

平成28年4月28日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

NPO法人ゼロファーム

##### (2) 代表者の氏名

東原 忠

##### (3) 主たる事務所の所在地

大牟田市大字手鎌32番地7

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、都市部や大牟田市近郊の地域住民および高齢者や障がい者、ひきこもりなど社会や地域から孤立しがちな人たちに対して、自然の恵みを活かした安心

安全な農作物栽培や農業・食育・健康の啓発推進、安心できる居場所づくり、生きがい支援に関する事業を行い、健全な心と体の育成と安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月24日

福岡県知事 小川 洋

### 1 申請のあった年月日

平成28年5月8日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

#### (1) 名称

特定非営利活動法人レイズサポートnet

#### (2) 代表者の氏名

和田 孝

#### (3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡志免町東公園台二丁目7番3号2階

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者・子供などサポートを必要とする方すべてに対して、地域で安心して生活できる環境を構築するための支援に関する事業を行い、生活環境の安定はもちろん積極的な社会進出の推進に寄与することを目的とする。

**公安委員会**

### 福岡県公安委員会告示第151号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号

以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年5月24日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年7月13日（水） から同年7月21日（木） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年7月19日（火） から同年7月21日（木） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

#### (1) 新規取得講習

12名

#### (2) 追加取得講習

6名



## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成28年6月13日（月）から同年6月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

## (4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第152号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成28年5月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年8月17日（水） から同年8月19日（金） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

42名

## 4 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成28年7月25日（月）から同年7月27日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

## (4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

## 6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

---

福岡県公安委員会告示第153号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。)第7条の規定により公示する。

平成28年5月24日

福岡県公安委員会

### 1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

### 2 検定の実施日、時間及び場所

#### (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年9月6日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成28年9月7日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

#### (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 空港保安警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 空港保安警備業務2級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
  - (オ) 空港に関する事。
  - (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
- イ 実技試験
- (ア) 乗客等の接遇に関する事。
  - (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
  - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

## 7 検定申請手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

平成28年8月22日（月）から同年8月24日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

### (4) 必要書類

#### ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

### (5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

### (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。
- (5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

雑 報
-----

## 公告

平成28年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。

平成28年5月24日

福岡県農業大学校長 姫野 伸二

## 1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	5名程度
花き（施設花き）	

## 2 研修期間

- (1) 研修期間 平成28年8月から平成29年3月まで
- (2) 研修開始 平成28年8月1日

## 3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者

- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。

ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

## 4 募集日程

## (1) 受付期間

ア 受付期間は、平成28年6月1日（水曜日）から平成28年6月21日（火曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成28年6月21日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (2) 面接日

平成28年7月1日（金曜日）

## (3) 研修生の決定

平成28年7月7日（木曜日）

## 5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

## (1) 技術習得研修受講申込書

## (2) 下記のうちいずれかの書類

- 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
- 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
- 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

## (3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

## 6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

## 7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出

荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

#### 8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

#### 9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる

。